

## ◇ 現物支給した退職給与

**Q** : 当社では、今期退職する役員への退職金として、現金の他にゴルフクラブの会員権を支給しました。支給時の時価は500万円です。この場合の税務上の取扱いについて教えてください。

**A** : 現物支給も退職給与に該当し、500万円を損金経理した場合には、現金支給額との合計額のうち不相当に高額であると認められる部分の金額を除き損金の額に算入できます。

### 【解説】

退職給与とは、退職に起因して支給される一切の給与をいい、金銭で支給されるもののほか、現物を無償で支給した場合などの経済的利益の額も含まれます。したがって、今回の現物支給したゴルフクラブの会員権も退職給与に含まれます。また、法人税法では、法人の資産を譲渡した場合には、たとえそれが無償の譲渡であったとしても、時価で譲渡したものとして取り扱われることとされています。したがって、会員権の時価相当額500万円は譲渡収益として益金の額に算入され、これにかかる帳簿価額は損金の額に算入されることとなります。

なお、退職給与の取扱いについては、損金経理を要件として、不相当に高額でない部分の金額を損金の額に算入するとされていますので注意してください。

